

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県消費者行政活性化基金条例（平成21年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

消費者安全の確保に関する相談機能を強化し、及び活性化させることを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。